

実地指導の状況について

実地指導とは、都道府県および市町村から担当者が介護サービス事業所へ出向き、適正な事業運営が行われているか確認するものです。

実地指導は、介護サービス事業者の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化とよりよいケアの実現に繋げることを目的として行います。

草津市の条例や国の省令や通知などに基づき、作成された自主点検票や勤務体制等を実地指導前に提出していただき、実地指導当日は、自主点検票の内容に沿いながら管理者等に確認をしていき、指導を行います。

なお実地指導は、監査ではありませんが、実施指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

	市内事業所数 (R3.5.1時点)	R 2 実績	実施計画数 (予定)	R 3 実施数 (R3.10.20時点)
認知症対応型通所介護	2	1	0	0
認知症対応型共同生活介護	7	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	9	2	2	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1	0
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	0	1	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	5	2	0	0
地域密着型通所介護	18	10	5	5
地域包括支援センター	6	0	0	0
居宅介護支援	34	13	16	3
合計	83	28	25	8

指導対象事業所の選定方法について

- 1事業所に対し、概ね1回／3年
- 次年度に指定更新を迎える事業所
- 昨年度実地指導を行なった事業所のうち、文書指導をした事業所
- 事業所の現状を把握した上で、実地指導を行う必要があると判断した事業所
- 新規指定を行ってから1年以内の事業所